

工事請負契約変更状況(7月分)

令和5年8月8日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
104147	道路管理課	市道開運橋夕顔瀬橋2号線外1路線舗装二次改築工事	80,003,000	89,042,800	79,827,000	80,121,800	118,800	0.1%	(4)(6)	3	R5.7.21	東亜道路工業(株)
504101	水道建設課	開運橋通地内配水管布設工事	8,690,000	9,414,900	8,450,200	9,001,300	311,300	3.6%	(4)(6)	1	R5.7.21	J・ウォーター(株)
504062	下水道整備課	都南南処理分区第三工区外污水管布設工事	85,946,300	94,270,000	85,824,200	84,595,500	-1,350,800	-1.6%	(6)(7)	4	R5.7.26	盛舗建設(有)
104090	盛岡南整備課	市道畑返下鹿妻3号線外道路築造工事	40,282,000	44,610,500	40,052,100	44,254,100	3,972,100	9.9%	(5)(7)	4	R5.7.28	(有)黒澤建設
105002	河川課	一級河川南川河道切回し付帯工事	6,138,000	6,837,600	6,078,600	5,535,200	-602,800	-9.8%	(4)(6)	1	R5.7.31	(有)新栄建設工業

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
- (8) 用地確保等が予定と異なったとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。